

温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議の設置について

平成19年6月27日

- 1．平成19年6月19日に東京都渋谷区の温泉の採取場所において爆発事故が発生したことを受け、温泉のゆう出に伴い発生する可燃性天然ガス等に対する安全対策について、関係省庁間の緊密な連携を図るため、「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。
- 2．会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官
構成員	総務省消防庁予防課長
	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
	経済産業省原子力安全・保安院鉱山保安課長
	国土交通省住宅局建築指導課長
- 3．会議においては、以下のことを行うこととする。
 - (1) 温泉のゆう出に伴い発生する可燃性天然ガス等に対する安全対策のあり方に関する意見交換
 - (2) 関係省庁が有している安全対策の検討のために必要な情報の共有
 - (3) その他必要な事項
- 4．議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求められることができる。
- 5．会議の下に、構成員の所属する課室の担当者からなる幹事会を置く。
- 6．会議の庶務は、環境省において処理する。